

岩手県選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により、不在者投票ができる病院等を次のとおり指定した。

令和7年6月13日

岩手県選挙管理委員会
委員長 吉 田 瑞 彦

種 別	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	医療法人財団正清会みなとホスピタル	宮古市根市第2地割35番地2	令和7年6月11日